序章　高松市の概要及び環境保全行政

第１節　自然的・社会的条件

１　位置及び面積

本市は四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置します。北部は国立公園の瀬戸内海に面し、女木島、男木島等の島が点在しています。中央部は、讃岐平野と丘陵地が広がり、数多くのため池が点在し、田園景観を形作っています。南部は讃岐山脈で最も高い竜王山や大滝山が連なっており、人の暮らしと調和した豊かな自然に恵まれています。

位置と面積	東経 134° 02′　北緯 34° 20′　面積 375.52km²
広ぼう	東西 23.6 km　南北 35.9 km

（平成 30 年３月 31 日現在）

２　気象

本市は瀬戸内海気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。また、瀬戸内海に面していることから、晴れた穏やかな日には、海陸風が発達するなどの局地循環もよくみられます。

（巻末資料 122Ｐ＜資料１＞）

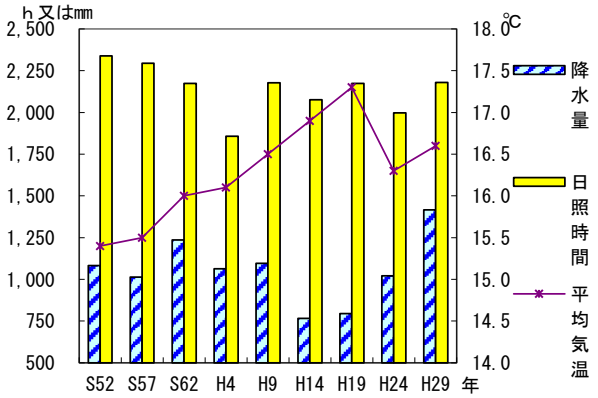

３　人口等

本市の人口及び世帯数は、平成 17 年９月 26 日に塩江町と、平成 18 年１月 10 日に牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣５町と合併したことにより、大幅に増加しました。

近年は、人口はほぼ横ばい、世帯数はやや増加傾向にあります。（巻末資料 122Ｐ＜資料２＞）

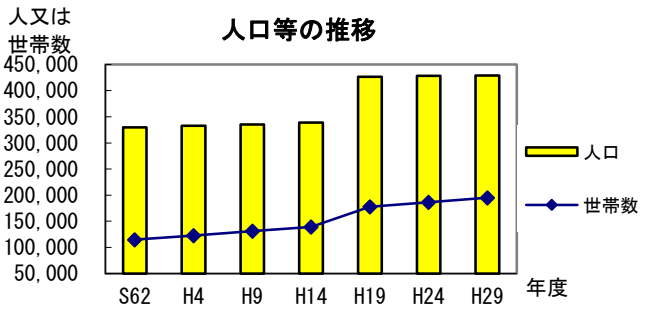

※各年 10 月１日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

４　土地利用等

(1)　土地利用の推移（固定資産税課税分の高松市内における土地の地目の割合）

宅地、田、畑、山林などの地目別土地利用面積の推移をみると、田や畑が減少傾向にありますが、近隣町との合併により、山林は大幅に増加しています。

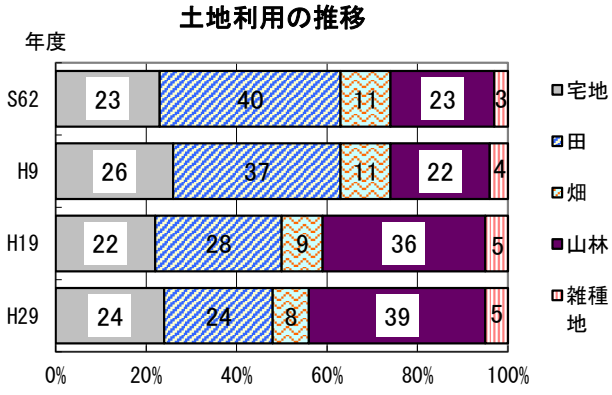

※固定資産評価面積による。

(2)　都市計画区域指定面積　　240.29k㎡（平成30年３月31日現在）

平成12年５月に都市計画法（昭和43年法律第100号）が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。これを受け、香川県の「香川県都市計画基本構想検討委員会」から、平成14年５月「都市計画区域を再編し、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論が出ました。

本市では、平成14年８月に庁内に「高松市都市計画検討委員会」を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について、都市計画決定等の手続を行い、平成16年５月17日に施行しました。

(3)　用途地域指定面積　　約6,474ha（平成30年３月31日現在）

平成18年３月31日に、同年１月10日に合併した牟礼町、香川町及び国分寺町の一部の用途地域において、建ぺい率を改めて定め、高松市の用途地域とする変更を行いました。また、平成28年3月4日に香西北町地区の高松港香西地区公有水面埋立地において、用途地域（工業専用地域）を指定しました。（巻末資料122Ｐ＜資料３＞）

５　産業の概況

本市の産業は、前の土地利用状況を示すグラフで田畑が減少しているのと同様に、第１次産業の割合が低くなっている反面、第３次産業の割合が全体の８割以上と高くなっています。
（巻末資料122Ｐ＜資料４＞）

６　交通

自動車登録台数等は、平成17年度までは乗用車、軽自動車ともに増加傾向にありましたが、それ以降は、乗用車と原動機付自転車が減少傾向となっています。軽自動車については、平成17年度以降も増加傾向になっています。（巻末資料123Ｐ＜資料５＞）

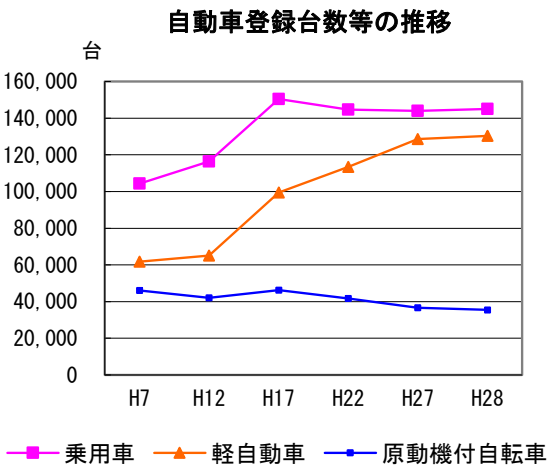

第２節　組織

１　環境問題庁内連絡会議

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成８年10月１日に「高松市環境問題庁内連絡会議」を設置しました。

また、平成23年４月には、地球温暖化をめぐる各種施策の効果的な推進を図るため、これまでの「総務部会」、「温暖化対策部会」、「水環境部会」の三つの部会を、「総務・温暖化対策部会」、「水環境部会」に再編しました。（巻末資料123Ｐ＜資料６＞）

高松市環境問題庁内連絡会議の構成

区 分	職 名 等
会　長	副市長（環境局担当）
委　員	副市長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	会計管理者
	消防局長
	病院局長
	教育局長
	監査委員事務局長
	市議会事務局長

（平成 30 年４月１日～）

２　環境審議会

高松市環境審議会は、従前の公害対策審議会を発展的に継承し、高松市環境審議会条例（平成７年条例第37号）に基づいて、平成７年11月１日付けで初代委員の委嘱が行われました。その任務は、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

審議会は、平成７年11月16日に市長から環境保全に関する基本的な条例に盛り込むべき内容について諮問を受け、慎重審議の末、平成８年１月31日に答申がなされ、高松市環境基本条例（平成８年条例第20号）が制定されました。

また、平成27年12月18日には、市長から本市の環境基本計画に関する諮問を受けました。平成28年３月１日にその答申がなされ、平成28年度～平成35年度の８年間を計画期間とする高松市環境基本計画が策定されました。（巻末資料123Ｐ＜資料７＞）

３　廃棄物減量等推進審議会

高松市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第５条の７の規定に基づく高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成５年条例第 16 号）第17条の規定により、平成６年２月に設置されました。（巻末資料 124Ｐ＜資料８＞）

４　産業廃棄物審議会

高松市産業廃棄物審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依

頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合及び産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成10年条例第46号）第８条の規定に基づき、平成11年５月１日に設置されました。

平成 14 年 11 月 11 日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、同年 11 月 27 日に、特に支障はない旨の答申がなされました。

５　地球温暖化対策実行計画推進協議会

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会は、高松市地球温暖化対策実行計画の策定及びその推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条第１項の規定に基づき、平成 21 年 10 月 13 日に設置されました。（巻末資料 124Ｐ＜資料９＞）

６　水環境協議会

高松市水環境協議会は、本市の持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市持続可能な水環境の形成に関する条例（平成 22 年条例第 42 号）に基づき、平成 22 年 12 月１日に設置されました。（巻末資料 124Ｐ＜資料 10＞）

第３節　環境の保全及び創造に関する条例

１　環境基本条例

環境の今日的課題に対応していく上での条件整備の一環として、平成８年３月、高松市環境審議会の答申を経た上で、高松市環境基本条例を制定しました。その内容は、環境の保全及び創造に関する理念を定め、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

２　持続可能な水環境の形成に関する条例

先人たちが苦労を重ね築き上げてきた水と人との関係を見つめ直し、水の持つ多面的な価値を最大限発揮できるシステムを構築することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で未来の子どもたちに引き継いでいく、すなわち「持続可能な水環境の形成」が求められています。

本市では、この「持続可能な水環境の形成」に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年９月に本条例を制定しました。

３　公害防止条例

本市では、昭和 47 年４月に公害防止条例を制定し、公害関係法令を補完するとともに、大気汚染や騒音の防止等に対して市独自の規制等を導入することにより、本市の公害防止施策の実施に大きな役割を果たしています。

４　環境美化条例

本市は、昭和54年９月に「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に高松市環境美化都市推進会議を発足させ、中央通りの一斉清掃を始めとする各種の環境美化意識の啓発事業を推進してきました。

また、中央通り等の中心部について、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を重点的に推進する区域を「歩きたばこ禁止区域」として指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止する措置を講ずるため、平成18年３月に条例を改正しました（施行は同年６月１日）。

しかしながら、禁止区域内以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、平成21年12月に環境美化条例を一部改正し、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は平成22年４月１日）。

５　廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成４年７月に抜本的に改正されたことを受け、それまでの高松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正したもので、廃棄物の排出量の増大と質の多様化、不法投棄等の不適正処理の問題等に対応し、将来にわたって適正な処理を維持するため、排出者の責務の明確化、排出の抑制、再生利用の促進等を盛り込み、これら廃棄物処理の体系を具現化するため、整備したものです。

６　都市公園条例

本市の都市公園の設置及び管理についての規定であり、都市公園については、都市公園法（昭和31

年法律第79号）によるほか、本条例が適用されます。内容としては、公園の設置等についての公告規定、公園の管理について公園内での行為を特定し、制限するほか、法に基づく占用等の届出、使用料、有料の公園施設の使用、監督処分、指定管理者等を規定しています。

７　緑化条例

本市における緑の保全、回復による緑のまちづくりを推進するため、市、事業者、市民の責務を規定するとともに、緑化計画の策定、緑化街区の指定及び緑化協定制度を設け、そのための助成措置を定めるとともに、工場の緑化に関する助言などを規定しています。

８　美しいまちづくり条例

高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちとし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、景観と環境美化に関する施策の一体的推進に必要な事項を規定した美しいまちづくり条例を、平成21年12月に制定しました。

９　景観条例

景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく、良好な景観の形成のための行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に必要な事項を定めることにより、景観の保全、形成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的として、平成24年３月に「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に改正しました。

１０　屋外広告物条例

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としています。平成25年９月には、規制対象地域を市域全域に拡大し、色彩基準を導入しました。

第４節　環境基本計画の基本的事項

１　環境基本計画

(1)　計画の位置付け

本計画は、高松市環境基本条例に基づき、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定されている計画です。市民・事業者・行政の協働による、良好な環境の保全と創造を実現するため、市の施策ともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示しています。

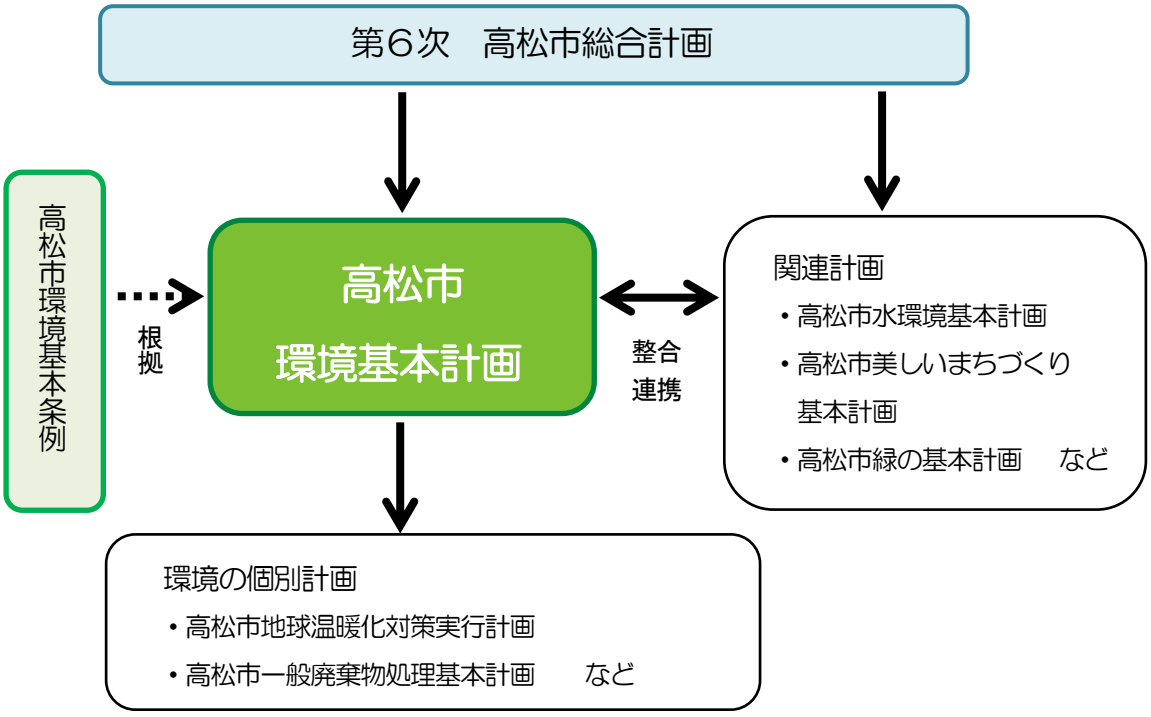

(2)　計画の期間

本計画の期間は、第６次高松市総合計画の基本構想期間と同じく、平成 28 年度から平成 35 年度までの８年間としています。

(3)　計画の対象

本計画が対象とする範囲は、次のとおりです。

ア　生活環境（大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など）

イ　自然環境（生物、森林、里山、農地など）

ウ　都市環境（公園、緑化、都市景観など）

エ　循環型社会（廃棄物、水循環など）

オ　地球環境（地球温暖化対策など）

カ　環境保全活動（環境教育、環境学習、市民参加活動など）

(4)　計画の構成

本計画は、目指すべき環境像として「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市たかまつ」を掲げ、これを実現するための６つの基本目標と 14 の施策の柱で構成されています（9Ｐ「環境基本計画の施策体系図」）。６つの基本目標は、次のとおりです。

基本目標１「資源を大切にする循環型社会を築きます」

ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用に取り組み、限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会を築きます。また、水資源の循環利用を推進します。

基本目標２「地球環境の保全に積極的に取り組みます」

私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は、地球環境にも影響を与えています。一人ひとりが自らの問題として捉え、地域から地球環境保全に資するため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化などを促進し、地球温暖化の防止に努めます。

基本目標３「安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります」

安心して生活できる環境を維持するため、水環境や大気環境の保全を始め、騒音、振動、悪臭、有害化学物質の対策にも取り組みます。環境汚染を未然に防止し、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

基本目標４「身近な自然環境を守り育てます」

海、山、河川など、自然環境を守るとともに、自然環境に関心を持ち、理解を深められるよう、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。

基本目標５「うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります」

公園の整備や緑化の推進、美しい景観の保全に取り組み、うるおいとやすらぎのある快適な環境を創出します。また、自動車に依存しない交通体系の整備や、公共交通の利用促進、自転車利用の推進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本目標６「環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます」

環境を良好に保つためには、一人ひとりの意識の向上が不可欠で、これまで掲げてきた５つの基本目標すべてに通じるものです。

環境について関心を持ち、理解を深め、環境を意識した行動を促すため、環境教育・環境学習を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちが、環境を守ることの大切さを学べるよう、学校における環境教育を推進します。また、自主的な環境保全活動が促進されるよう取り組みます。

また、14 の施策の柱ごとに、数値目標として 47 項目の環境指標が定められています（平成 29 年度の環境指標の達成状況は、巻末資料 172Ｐ「高松市環境基本計画における施策の柱ごとの環境指標と平成 29 年度実績一覧表」を参照）。

⑸　計画の推進

ア　計画の推進体制

庁内組織である高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会を中心として、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

イ　計画の進行管理

高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会と、学識経験者及び市民・事業者の代表で構成された市長の諮問機関である高松市環境審議会に定期的に進捗状況を報告し、意見や提言を受ける中で、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

また、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。
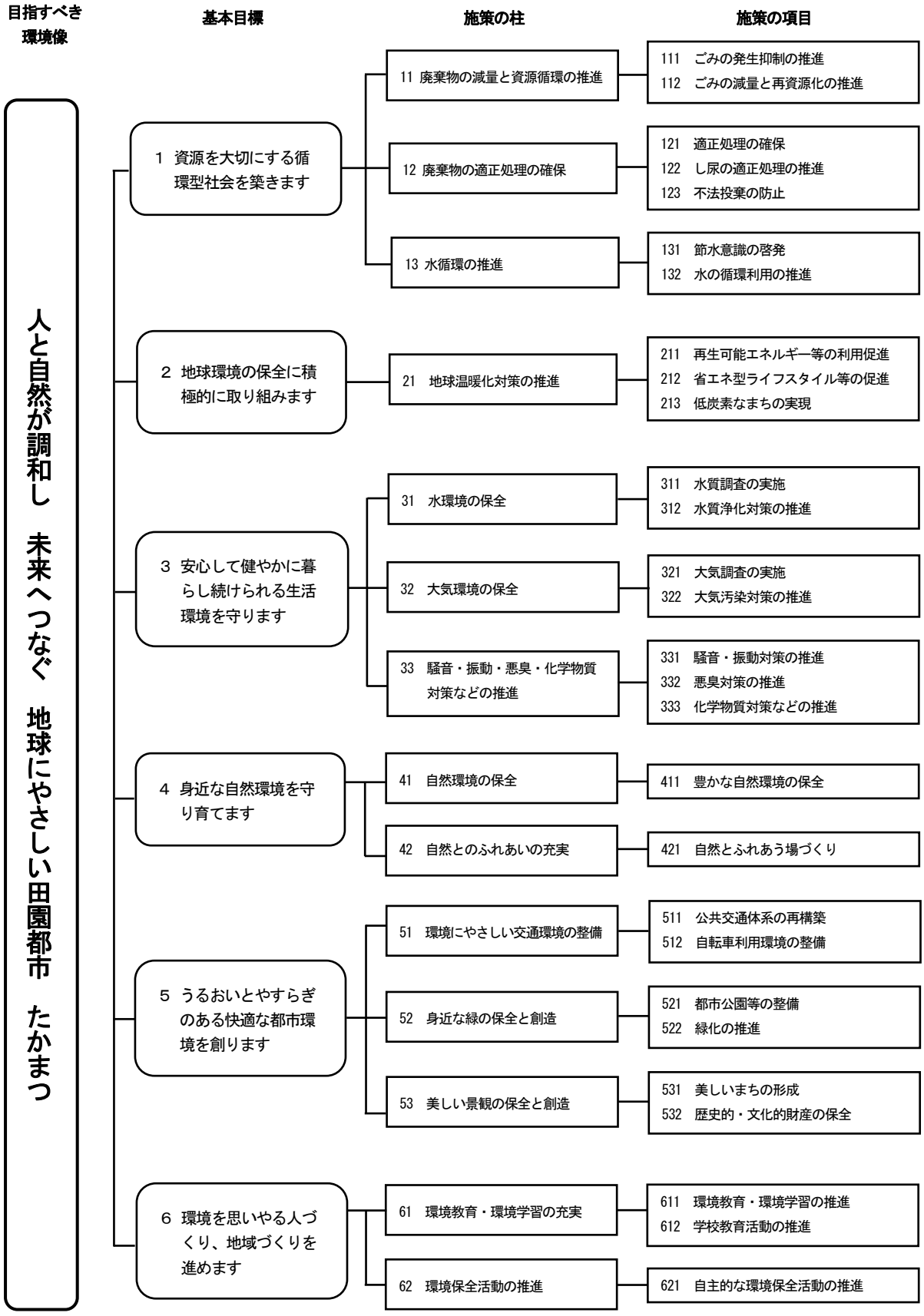
環境基本計画の施策体系図